

(別紙6)

自然公園法に基づく国立公園事業（休憩所事業）について

- 国立公園においては優れた自然風景を保護するため各種の行為が規制されています。行為を行う場合は、公園計画（保護規制計画）に基づいて指定された地域の種類によって、自然公園法に基づく申請又は届出の手続きが必要となります。
- 国立公園内で国立公園事業として休憩所事業を行う場合、自然公園法第10条第3項に基づき認可申請等の手続きにより、環境大臣の認可を得ることが必要です。その後、建物の増改築を行う場合や事業を廃止しようとする場合にも環境大臣の承認が必要です。
- 公園事業の認可に当たっては、休憩所の設計、資金調達、管理運営方法等について審査されます。（下記①～⑪）
  - ① 国立公園計画及び国立公園事業の決定事項に適合すること。
  - ② 国立公園管理計画の許認可取扱方針の規定に適合すること。
  - ③ 付帯施設がある場合には、当該付帯施設が「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」の規定に適合すること。
  - ④ 公園施設の位置、規模及び構造が、執行内容に対して適正であり、安全性及び利用上の快適性が確保されていること。
  - ⑤ 公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。
  - ⑥ 申請者が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。
  - ⑦ 利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。
  - ⑧ 国立公園事業の執行が国立公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。
  - ⑨ 国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用に供するための権原を有していること。
  - ⑩ 国立公園事業の執行が、他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること。
  - ⑪ 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。
- 手続きの詳細については、下記のサイトもあわせてご参照ください。

環境省 > 日本の国立公園 > 届出・申請 > 公園事業者の方へ  
[http://www.env.go.jp/park/apply/park\\_worker.html](http://www.env.go.jp/park/apply/park_worker.html)
- 建設する休憩所に関しては、阿寒摩周国立公園川湯地域管理計画書の公園事業取扱方針に適合するものとしていただく必要があります。

※阿寒摩周国立公園川湯地域管理計画書については、川湯温泉街景観ガイドラインに基づいて大幅な改訂を予定している。まずは別添資料3「川湯温泉街景観ガイドライン（案）」を参照してください。